



厚生労働省  
北海道労働局 発表  
平成22年6月25日

	北海道労働局 労働基準部 労働衛生課
	課 長 中村 記太夫
担	労働衛生専門官 工藤 薫
	電話 (011) 709-2311
当	内線 課 長 3550
	労働衛生専門官 3553

道内労働者の有所見率54.2%、全国(52.3%)との差が縮まる  
(平成21年の定期健康診断実施結果)

労働者の健康状況を把握する定期健康診断の実施結果がまとまりました。  
道内の事業場(労働者数50人以上の事業場は労働基準監督署に対して報告義務があります)が平成21年に実施した定期健康診断の実施結果について、下記のとおり発表します。

記

1 実施事業場数等

全道で4,629事業場(465,270人)が健康診断を実施したことを労働局に報告してきました。

2 所見のあった者の割合(有所見率)

- (1) 全道においては、健康診断項目のいずれかに異常が認められる者の割合が、平成18年から50%を超え、平成20年は過去最高の54.3%となりましたが、平成21年は0.1ポイント下がり、54.2%となりました。
- (2) 全国では有所見率が年々上昇し、平成21年は52.3%となりましたが、全道の有所見率は7年ぶりに減少し、全国との差は1.9ポイント(昨年は3ポイント)と昨年と比較し差が減少しました。
- (3) 業種別では、建設業(64.7%)、運輸交通業(64.2%)、清掃業等(65.2%)において有所見率が高い状況にあります。運輸交通業の中でも特に道路旅客運送業が特に高い(73.9%)傾向があります。
- (4) 健康診断項目別では、脳・心疾患に影響を及ぼす血中脂質(35.4%)に有所見が多く見られますが、各項目とも全国平均より高い所見率が見られます。

### 3 今後の対策

北海道労働局では、有所見率の改善に向けて、事業場に対し、以下の取組を行うよう指導していきます。

#### (1) 定期健康診断実施後の措置

健康診断で異常の所見がある労働者については、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施すること。

#### (2) 定期健康診断の結果に基づく労働者への通知

定期健康診断結果を労働者に確実に通知すること。

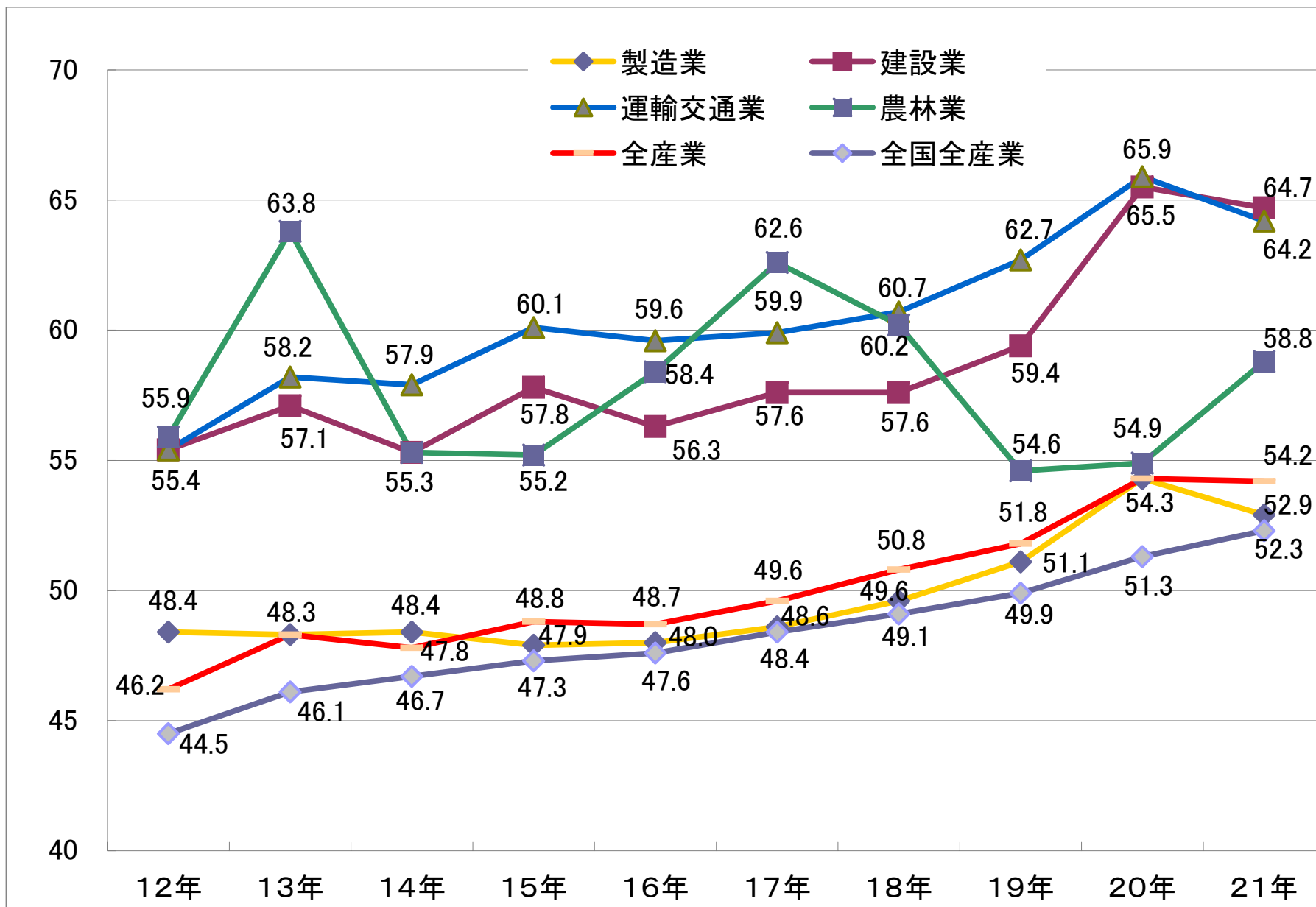
#### (3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断で異常の所見がある労働者など健康の保持に努める必要がある労働者については、医師や保健師による栄養改善・運動等の保健指導を行うとともに、労働者自身も保健指導を利用してその健康の保持に努めること。

#### (4) 健康教育・健康相談等

健康診断で異常の所見がある者をはじめ、労働者に対し、栄養改善・運動等に取り組むよう健康教育・健康相談を行うとともに、労働者自身も健康教育・健康相談等を利用してその健康の保持に努めること。

# 年別・業種別定期健康診断実施結果(有所見率の推移)



# 平成21年定期健康診断項目別有所見率の状況

